

平成 22 年 12 月 20 日

東 海 財 務 局 長 談 話

－ 十六銀行が岐阜銀行を子会社とするものの認可について －

1. 本日、株式会社十六銀行に対し、株式会社岐阜銀行を子会社とすることについて、銀行法第16条の2第4項の規定に基づき金融庁長官が認可を行い、東海財務局長より認可書を交付した。

(子会社とする日：平成 22 年 12 月 22 日 予定)

2. 当局としては、今般の十六銀行と岐阜銀行の経営統合等により、岐阜銀行の経営基盤や金融機能が強化され、地域金融システムの安定とともに地域経済の活性化と発展に貢献することを期待している。

(お問い合わせ先)

東海財務局 理財部 金融監督第1課

電話 052-951-2493